

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

1 日時

平成 30 年 1 月 10 日（水曜日）

午前 10 時開会、午前 11 時 59 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員、吉田敬子委員

4 事務局職員

菊池担当書記、羽澤担当書記、工藤併任書記、千葉併任書記、阿部併任書記

5 説明のため出席した者

紺野農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、志田漁港担当技監、佐藤競馬改革推進室長、
及川理事心得、及川参事兼団体指導課総括課長、
伊藤参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
照井農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、
多田農村建設課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、
大畑林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、
漆原森林保全課総括課長、中井水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、
佐々木漁港漁村課漁港課長、菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、
小原県産米戦略室県産米戦略監

6 一般傍聴者

なし

7 会議に付した事件

- (1) 秋サケの漁獲状況について
- (2) その他
委員会調査について

8 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより、秋サケの漁獲状況について、調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 それでは、秋サケの漁獲状況について、お手元に配付している資料により説明いたします。

まず1ページ目の1、秋サケの生態と人工ふ化放流事業ですが、図1をごらんください。秋サケは、本県沖を3月から6月に北上し、オホーツク海を経て、主な生育場所であるベーリング海に北上いたします。ベーリング海では、アラスカ湾との行き来をしながら、4、5歳まで生育し、その後産卵のため本県に直行して帰ってきます。

人工ふ化放流事業ですが、これはサケの受精率と生存率を高めるために行うものであります。

図2をごらんください。図の左側に河川遡上とありますが、河川遡上から時計回りに説明いたします。河川に帰ってきたサケは、捕獲の上、未成熟のものは蓄養し、成熟したサケを採卵します。その後、ふ化場に卵を収容した上で稚魚まで育てます。成長した稚魚は、五、六センチメートルで放流します。受精から放流まで約4カ月かかり、放流した稚魚は沿岸で2から3カ月成長し、その後北洋へ旅立ち、成長して岩手県に戻ってくるということであります。

2ページをお開きください。2の秋サケの稚魚放流数と漁獲量の推移ですが、昭和59年には4億尾の放流体制が整い、これに伴って、図3のとおり漁獲量が増大しました。しかしながら、平成11年度以降、漁獲量が段階的に減少し、特に東日本大震災津波以降はふ化場の被災により、放流数が減少したことなどから、さらに漁獲量は減少しており、種卵の確保が難しい状況が続いております。

次に、3の東日本大震災津波、平成28年台風第10号による被害状況ですが、まず東日本大震災津波によって、28ふ化場のうち21ふ化場が被災しております。復旧に当たっては、ふ化場の統合も含めて進め、平成25年度から20ふ化場により生産を開始し、平成26年度には震災前と同水準の4億尾の稚魚を生産しております。

3ページ目をお開きください。平成28年の台風第10号の被害についてですが、漁協のふ化場9施設が被災し、うち6施設については平成28年内に生産を開始しております。被害の甚大な野田村の下安家ふ化場、岩泉町の小本ふ化場及び宮古市の松山ふ化場については国の補助事業を活用し、機能強化による稚魚の増産を図りながら、平成29年度、本年度にかけて整備しております。このうち下安家ふ化場は、昨年9月から稼働しておりますし、小本、松山ふ化場は完成が平成30年2月となりますが、現在卵を近隣のふ化場で収容し育

成しており、施設が完成した後、稚魚を収容し放流する見込みであり、種苗生産への影響は生じないものであります。

次に、4の平成29年度の秋サケ漁獲情報ですが、昨年12月末日現在、漁獲量は7,091トンと、震災前対比27.7%、前年対比84%にとどまっております。金額は62億円で、震災前の72.9%、前年比は上回って103.3%となっております。年齢別の推定回帰尾率は、全体の回帰が少ないことから、主群であります5歳魚、4歳魚ともに全体の傾向同様に減少しております。一方、3歳魚は前年の1.5倍に増加しており、来年度の回帰が期待されます。

4ページ目をお開きください。本年度の漁獲量の減少の要因は3点あります。

まず1点目は、主群であります4歳魚、5歳魚の稚魚生産時期について、東日本大震災津波によるふ化場の復旧途上であったため、放流数が4億尾に達していなかったことによるものです。

2点目は、本年度に漁獲されたサケは、平成25年と平成26年の春に放流されたサケですが、この年の放流時期の沿岸の水温が高目に推移したことに加え、図4のとおり、近年は2月から3月に水溫が下降傾向、一方で5月、6月は上昇傾向となり、水溫が短期間で急激に上昇したことから、稚魚に対するストレス等が多くあり、十分に成長できず、減耗したのではないかと考えております。

3点目は、本年度は北海道の太平洋側においても漁獲量が前年対比51%と低調に推移しており、広域で漁獲状況が悪いことから、三陸沖のみならず、さらに北上する回遊途中においても減耗した可能性があると考えております。

次に、5の平成29年度の種卵確保状況ですが、昨年12月末日現在で確保数は3億9,600万粒で、採卵計画数の89%となっております。これは、サケの回遊状況が悪いことに加え、昨年10月の台風により一部のサケの採捕施設に被害があり、サケを捕獲できなかったことが要因と考えております。

種卵確保に向けた取り組みとしては、各ふ化場で遡上したサケについて未熟な親魚を蓄養するなどして余すことなく採卵するとともに、平成29年11月2日から定置網で漁獲したサケを親魚として全県で使用し、関係者と一体となって種卵の確保に取り組んでおります。平成29年度の採卵、稚魚放流見込みですが、採卵数は計画を下回る可能性があります。今後の稚魚生産において健康な稚魚を生産し、生残率を高めることにより4億尾の種苗放流を目指していきます。

次に、6の今後の秋サケ回帰見込みと対応ですが、回帰見込みは東日本大震災津波や平成28年台風第10号のふ化場被害に伴う稚魚放流数の減少により、表8のとおり、平成33年度まで漁獲量の減少が継続すると見込まれます。この対応としましては、まず稚魚を放流することが大事でありますので、今後も継続して4億尾の放流を目指します。また、ふ化場への支援も重要であり、このためには国の支援が不可欠であります。平成30年は、国の支援が継続する予定ですが、それ以降についてはまだ確定していませんので、引き続き

国に対し支援を要望してまいります。

さらに、放流されたサケ稚魚の生息環境や、北上回遊するための環境条件が厳しくなっていることが考えられますので、これに耐え得る体力のある稚魚の生産など、種苗生産方法の改良を行っていくほか、サケの回遊経路ごとの生息環境や海洋条件などの調査の強化を国に要望してまいります。

参考として、6 ページに県の支援状況を記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○工藤勝子委員 今サケがとれないという状況があります。そういう中で、私は施設のことについてお伺いしたいと思います。東日本大震災津波によって、ふ化場がかなり被害を受けました。この資料を見ていますと、国が2分の1、それから県が8分の1とありますけれども、多分ふ化場を経営する生産者の負担もあるだろうなと思っております。そういう中において、小本のふ化場は二度にわたって被害を受けたわけでありまして、生産者の負担分がどのようになっているのでしょうか。例えば震災によって非常に大変な状況に陥って、そこでまた自分たちもある程度資金をやりくりしながら出していく。全額国が持つとか、県が全額復旧に助成するということではなかったらと思うっております。

そして、さらに平成28年台風第10号でも、またあのような被害を受けてしまって、またこれに対して国が支援をするかしないかというようなことで、非常に部長も苦慮していたことがありましたけれども、結局執行部の皆さんの努力によって、国がさらにまた2分の1を支援するという体制が整ったわけでありまして、けれどもこういう状況になってしまって、さらにまた自分たちの負担分があるのではないかと考えているところでありまして、その辺について県はどのように捉えているかお聞きしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、施設整備の負担ということですが、東日本大震災津波において被災したふ化場については、国、県、市は9分の8まで措置をしております。逆を言えば、残りの9分の1は地元負担ということになります。ただ、通常時の補助率よりはかなり高い補助率で線引きしたところでありまして、

平成28年台風第10号によって被災した施設につきましても、通常よりは高い補助率で整備をしているところでありまして、

施設整備についての県の考え方ではありますが、ふ化場につきましては、おおむね東日本大震災津波において、先ほども申しましたが、ふ化場等の統合もしまして、現在20ふ化場ですので、まずはこのふ化場を維持して、このふ化場で生産すると4億尾を超えますので、この4億尾の放流を堅持していきたいと考えております。

ふ化場については、今後も老朽化していくわけですが、それについても国の補助事業があります。補助率は半分ぐらいになる可能性はありますが、そういうところをしっかりと活用しながら、古くなったふ化場を計画的に整備していくことで進めていきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 9分の1ということですが、金額はわかりますでしょうか。例えば全体的にどのくらいの金額がかかって、そして例えば国が2分の1、それから県と市でまたさらに負担して、9分の1というけれども、生産者の方々の負担額はどのくらいになっているかという部分もわかりますでしょうか。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 東日本大震災津波で整備した施設の全ての事業費については、正確には把握しておりませんが、数十億円単位ということは間違いのないかと思っております。

○**工藤勝子委員** きょうはサケについての調査であり、根本は稚魚をいかに4億尾つくるかということですので、施設が復旧してきているでしょうけれども、2度も被害を受けているわけです。県、市、生産者の負担額ぐらひは、私とすればある程度知りたいと思ったので、後からでもいいですので、お示し願いたいと思っております。

私は、2期目に農林水産委員会に入りました。そのときにある居酒屋で、他県から来た方が私に次のような話をしました。施設が狭いところにすごく大量の稚魚を入れると、結局は、弱い稚魚が放流されると。健康で、元気で、ベーリング海峡を回って、そしてまた自分の生まれた川に戻ってくる、その途中でかなりの稚魚が亡くなってしまうのだと。もう少し施設を拡充して、そしてたくさん入れるということよりも、もっと少なくてもいいから、そのようにして健康な稚魚を生産をしなければならないのではないかという話をされたことがありました。そこで、今はどのような形でやられているのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** まず、先ほどの施設整備について詳細な金額等は後ほど御報告させていただきます。一つつけ加えさせていただきますと、自己負担については、さけ・ます増殖協会という団体がありますので、ここからも施設整備の支援は出ており、実際の自己負担は、これよりもまた下がります。

それから、健康な稚魚をつくるということですが、委員御発言のとおりでありまして、余りにも密度が高いと確かに稚魚の活性が鈍ってきます。それが回帰率に影響しているということも考えております。

県としましては、大事なことは適正な密度で飼う。それから、ふ化場で流す水の量をふやす。それから、餌によってもサケの成長あるいは活力が異なってきます。密度と水量と餌については、おおよそこのくらいであればという知見がありますので、現地の水産技術センターあるいは広域振興局水産部の水産業普及指導員がふ化場を回りながら、その指導を徹底しているところですので、健康な稚魚をつくって放していきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** ここ数年、ずっと不漁が続いていますけれども、サケの漁業に取り組んでいる生産者に与える影響というのは大きくないでしょうか。生産者に与える影響はどう捉えていらっしゃるのか。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** 生産者に対する影響ですが、例えばことしの漁獲金額を見ますと、量的に昨年よりは落ちているのですが、金額は上回っております、

62 億円となっています。定置を経営していく中では、大体このぐらいの金額が必要だとい
うのがありますが、それを上回っているぐらいだと思いますので、生産者については、こ
のぐらいの金額であればまずまずというところだと考えます。

○佐々木宣和委員 私からは図 3 のところで、漁獲量が段階的に 3 段階で減少している
という形かと思うのですけれども、放流数が 4 億尾という体制がとれた後、昭和 58 年から平
成 9 年までのバーのところの次の段階ですごく下がっているのですけれども、この要因と
いうのはどう捉えられているのですか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 平成 11 年ぐらいから段階的に下がっている
のですが、これの大きな要因としては、稚魚の生育について、要するに体力が少し劣る形
の稚魚の生産があったのではないかというところを要因として考えています。ただ、残念
ながら、これぞという明確なものは、当時もいろいろ研究しましたが、わかっておりませ
ん。

○佐々木宣和委員 ちょっと分析が難しく、要因がわからないというような話でしたけれ
ども、これだけ減っているというのは、かなりの減少かと思っていて、資源として世界的
な状況でもうとれなくなっているのか、そもそも日本だけ漁獲量が減っているのかとか、
地球規模という大きな話になりますけれども、資源としてサケというのは今どういうト
レンドにあるのかというのは捉えられているでしょうか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 世界のサケの状況ですが、サケにもいろいろ
種類がありまして、一番多いところはロシアとアメリカです。ロシアでとるのはカラフト
マスというサケ、アメリカでとるのはカラフトマスとベニザケ、中にはギンサケというの
もありますが、大体この種類です。日本でとれるのはシロザケという種類であります。

年変動が結構あり、必ずしもこのぐらいの数値ということではありませんが、大体この
ぐらいといいますと、世界で 100 万トン生産される。アメリカ、ロシアが 40 万トンで、日
本が 20 万トンというのが大ざっぱな漁獲量だと思います。ただし、近年日本では 20 万ト
ンいなくて、ことしは、北海道もとれませんでしたので、下手をすれば今年度は全国合
わせても 10 万トン前後かと思うので、どちらかという日本のほうが減少している傾向に
あるのかとは思っていました。

○佐々木宣和委員 この数字を見ながら思うのは、やっぱりどんどん年々減少している
という中で、その対応策として、やっていることがどのぐらい反映されているのかと、本当
にスピーディーに精査をしていかないと追いつかないと思っていて、先ほど稚魚を元気に
育てるための水量をふやしたり、密度を小さくしたり、餌をとという話もされたかと思いま
すけれども、そのことを急いでいかないと、次の段階ではゼロになりそうな勢いです。私
も地元が岩泉町ですけれども、沿岸ではサケはすごく大切な魚でありまして、特にも東日
本大震災津波からの復旧復興では、百八つの漁港を全部直したので、サケをとるという生
活感が根づいているところだと思いますので、トライアルをスピーディーにして、ふ化放
流事業というのも精査を重ねた上で取り組んでいただきたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 対応についてであります、平成 26 年に水産技術センターに稚魚を育成する施設をつくりまして、その中で、飼育の密度とか、水量とか、餌がどのような影響を与えるのか、どうしたら健康な稚魚がつかれるのかということを試験研究しております。

サケの場合、帰ってくるのが 4 年後、5 年後ですから、まずそこで試験したものの結果が出てくるのが 4 年、5 年後ということになります。平成 26 年に放流したサケがちょうどとしぐらいに主群となって帰ってきますので、この漁獲の状況と、それからデータを見て、そこを積み重ねながら、本県にとってどれが一番いいのかというのを検討しながら、いいところを見つけて、回帰率が上がってくるように努めていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 平成 29 年度の結果は、東日本震災津波前対比で約 30%、また前年比でも 80%ぐらいの回帰尾数ということでありました。その要因として、4 ページの漁獲量の減少要因として、ア、イ、ウを挙げています。その中で我々としては、震災前の 4 億尾に戻したとしても、どのぐらい戻るのかというところが大きな悩みであると認識しております。この 3 要因が絡まって、今回、回帰尾数が震災前の 30%ぐらいだったとありますけれども、県としては放流数を 4 億尾に戻したとして、今の自然環境でどのぐらいの回帰尾数を予想していらっしゃるのかというところを教えてくださいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 回帰尾数は、最終的には回帰率ということであらわせるのですが、現在の回帰率は 1 %前後であります。かつて漁獲がよかったときは 3 %、あるいはそれを超えるような状況でした。放流した数の 3 %が帰ってくれば、大体 2 万トンか 3 万トンになると思いますので、県としましては、少なくともその程度までは回復したいと思っておりますし、できればそれ以上になればと思っております。

○佐々木朋和委員 要因のうちのアについては、人的にはできるということでありまして、イ、ウにかかわる自然環境との兼ね合いの中で、こういった健康な稚魚を育てていくかということも含めて、1 %から、今この自然環境の中で 2 %、3 %に上げていくということを目指していくということで理解をいたしました。自然が相手ですので、なかなか大変なところがあると思います。

その中で、資料の 5 ページに今後の見込みと対応ということで、5 ページの 6 の中の(4)と(5)が、まさにそういったところだと思っております。先ほど来、ほかの委員の皆さん方の質問の中で、(4)については、こういったことをやっているという説明があったと思えますけれども、これについても、今やり出したら結果がわかるのが 4 年後、またそれを放流して、また帰ってくるのは 8 年後、9 年後ということで、大きな流れの中で、スパンでやっていかなければいけないところだということで我々は認識してよろしいのでしょうか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 先ほど説明しましたが、平成 26 年度から本格的に密度とか水量とか餌ということで試験研究しておりました。放流した結果が 4 年後、さらに 2 年目に放流したものが 5 年後ということで、まずは 4 年後がとし、最初の

年になりますので、その結果を見て修正するところは修正してまいりますし、そうしますとやはり4年、年数はある程度かかっていくと思いますが、できるだけ早期に回答を得たいと思います。少なくとも現在も稚魚の密度、水量については、ある程度の知見を持っておりますので、現在の知見でふ化場を指導していき、健康な稚魚をつくり、そして放流するようにしていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 もう一つ、国に調査を要望していくということでありますけれども、今国の海洋調査についての状況はどのようになっているのかをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、基本的に海洋の調査ですけれども、本県の沖合近辺につきましては岩手県がやるということで、水産技術センターの調査船が調査しております。ただし、北洋等は、国にその調査をお願いしており、現在ベーリング海については調査をしております。ただ、今回、国に要望していくというのは、本県沖合を離れてオホーツク海とかベーリング海に行くまで経路があるわけですから、少なくともその経路全体ではまだ調査はされておられませんので、壮大な調査になるかとは思いますが、そういうところを突き詰めていかないといけないのではないかという考えがありまして、それについては国がやるべきだと思いますので、調査を要望していきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 いずれ県のほうでも調査の御努力をされて、また国との連携も模索をしているところだと思います。そういった意味では、(4)、(5)ともに少し時間のかかる話と思っております。

そういった中で、工藤委員との話の中でも、数量が下がっても、金額のほうがある程度あれば、生産者の方々にとってはしのげる状況でもあるというお話も伺いました。そういった意味では、自然環境に対してのアプローチがもう少し時間がかかるというのであれば、漁家の皆さんに、やはり今の状況がしばらく続くと、そういった中であつても、どうやって経営体として経営をしていくかという指導であつたり、そういったやり方ということも県としても指導していかなければいけないと思うのですけれども、その点についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、サケの情報については、水産技術センターから、定期的にできるだけ詳しく情報を流しておりますので、漁業者の方々は、今のサケの状況はどんな状況なのか、今後どのようになるのかというのはおおむね感じているところはあるのではないかと思っております。

経営につきましては、漁獲金額は、ある程度の金額は上げているわけですが、ただ経営をよくしていくためには、経費等の節減も必要になってくるのではないかと思っております。定置網の経営の中には、これまで例えば漁船3隻で定置網を揚げたものを2隻にするとか、あるいは一つの定置網をそれぞれ2隻ずつ定置網に向かい揚げていたのを、この二つの定置網を2隻で連続で揚げてくるというようなことをして、経費の削減にも取り組んでおりますので、そういうところの削減をさらに進めていくことも収益の増収につ

ながると思っております。

○高田一郎委員 秋サケの回帰見込みについて、平成 33 年まで漁獲量の減少は継続するという見通しで、岩手県の主力魚種であるだけに本当に大変だという思いがしました。たしか岩手県の漁獲量のピークというのは、平成 8 年に 7 万 3,000 トンぐらいあったわけですから、ピーク時からすると 1 割まで下がったということで、さらに今後厳しい状況が続くということは本当に大変なのだと思います。

漁獲量が減少しているということは、回帰率が減少しているということですから、どの段階で減少しているのかという、稚魚を生産して、放流をして、そして北上してベーリング海を通して、またふるさとに戻ってくるという、先ほどのお話では、沿岸だけではなくて広域的に漁獲量は減少しているという話があって、この謎を解くためには、先ほどもお話があったと思うのですが、国の段階でしっかりと調査をして、どの段階で減少になっているかということを科学的に明らかにするというのが本当に大事だと思います。これは、恐らくこれは県も前から国に要望していることなのかと思うのですが、国の捉え方、対応はどういう状況になっているのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

それから、漁獲量の減少というのは平成 8 年をピークにどんどん下がってきて、東日本大震災津波でさらに下がってきているという状況があります。これは、稚魚の放流もありますけれども、それ以外の東日本大震災津波の原因というものは、どのような分析をしているのか。何かありましたらお聞きしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、国の捉え方ではありますが、特にことは、北海道が減りました。国も非常に危機感を持っています。実は先般、水産庁の会議で都道府県の主管課長会議というのがあって、その際も今言ったような広域的な調査をすべきではないかという質問等をさせていただきましたところ、国からも危機感を持っているという回答がありましたし、しっかり調べていく必要がある旨の回答がありましたので、同じ認識でいるのかと思っております。

それから、東日本大震災津波後、減った要因ですが、これにつきましてはやはり放流数が減少したのが一番大きい要因かと思っております。震災直後でしたので、稚魚の生産状況も少し混乱していたところがあるかと思いますが、基本的には放流数が少なかったことが一番の要因ではないかと思えます。

○高田一郎委員 調査研究については、引き続き要望していただきたいと思います。

東日本大震災津波の関係では、この間防潮堤を含めたさまざまな施設整備に伴う影響もあったのではという指摘もあるのですが、わかりました。

それで、元気な稚魚を生産して 4 億尾を確保することについては、先ほどお話しした体力のある稚魚の生産をふやすということになりますと、餌の問題とか水量の確保の問題とか、今後さまざまな施設整備といいますか、財政的な負担も伴ってくると思うのですが、その見通しをお伺いしたい。

それから、4 億尾という数字なのですが、確かに回帰率のことを考えれば、これ

だけ漁獲量が減少していくとなると、稚魚の生産量をもっとふやすということも考えられるわけですが、一方では生産者の財政負担の問題もありますし、本来4億尾というのが適当な生産量なのかという、識者の中でもさまざまな議論もあるようです。その点については、県としてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず放流密度、水量あるいは餌量等を改善していく中で経費が必要になるのではないかとありますが、経費についてはそれほどかからないと思っております。稚魚の生産の方法によって、その点は改善できると思っています。例えば水量を多くすると逆に密度が薄くなりますので、井戸についてはちゃんと水量が出るような形になっています。そういうところで水量を調節することで、多少電気の経費がかかるかもしれませんが、新しい施設を整備するというまではないと思っております。

それから、4億尾についてであります。東日本大震災津波前に4億尾を超えるような放流の体制は整えて、それで水揚げが上がってきたということもありまして、県としてもまずその4億尾という数字は堅持していきたいと考えております。

数量が減りますと、東日本大震災津波で、やはり放流数が少なくなっていると、これが先ほど申しましたように漁獲量に影響するのではないかと思いますので、余り数量を減らすこともどうかと思っております。

では、逆にふやしたら帰ってくるのではないのかというところではありますが、現在のサケのふ化場の大体収容数は、適正な収容数が4億尾を超えるぐらいであります。ふやすとなると、今度はそれこそ施設を増設しなければならず経費もかかりますので、まず過去の実績、それから現在のふ化場の状況等を考えますと、まず4億尾を何とか放流することをしていきたいと思っております。

○高田一郎委員 ふ化場の体制の問題についてお聞きしたいと思います。今回の東日本大震災津波で被害を受けたふ化場を復旧して、最新の施設になって、それから体力のある健康な稚魚を育てる、そういう技術的な支援もやっていると思うのですが、今のそういう施設の整備や技術的な支援をやったとしても、そこで働いている方々の技術力というものが向上しなければ、やはり立派な稚魚の生産、放流できないのではないかと思います。

以前に調べたときに、半数ぐらいが常勤、1人体制でした。当時はそうでしたが、今はどうなっているかわかりません。その状況についてお聞きしたいと思います。

そういう常勤、正職員が退職すれば、技術の伝承もできないという問題があると思うのですが、そういう職員に対する技術力を高めて、そして安定した稚魚を生産し、体力のある稚魚を育てるという技術的な支援というのも非常に大事だと思っています。その点については現状はどうなっているのか、県としてどういう対応をされているのかをお聞きしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 ふ化場の職員、まずは常勤職員がどうなっているかということですが、ふ化場の職員は漁協の職員であります。漁協の中にも増殖担当

の課がありまして、その職員がふ化場の担当に当たるといことです。ただふ化場は、大体5月から9月ぐらいまで休むので、魚も放流してしまうと、次にとれるまでは来ないので、そのときはその職員は別の仕事をしますが、増殖関係の職員として1名から3名ぐらいは、各漁協にあります。

その点はいいのですけれども、おっしゃられたとおり、技術がうまく伝わっていつているかというところは、もちろん課題があると思いますので、サケの団体におきまして、技術部会というのを設けております。これは、ふ化場の担当者、実際に生産する方々の担当者の会議でありまして、この中で、例えば優秀なふ化場の視察に行つて技術を学んでくるとか、あるいは県の増殖団体に1名、北海道でサケの増殖に携わつた者がおります。この者は時期的になりますと、ほとんど沿岸に張りついて各ふ化場に対して稚魚の飼育等の指導をしておりますし、県としても水産技術センター、それから広域振興局水産部の水産業普及指導員が、常時ふ化場を巡回しながら指導等をしておりますので、そのような体制の中で技術の移転、あるいは向上を図っているところであります。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって秋サケの漁獲状況について調査を終了いたします。

この際、執行部から、株式会社岩手畜産流通センター豚食肉処理施設整備についてほか3件について発言を求められておりますので、これを許します。

○伊藤参事兼流通課総括課長 県出資法人であります株式会社岩手畜産流通センター、いわゆるいわちくの豚食肉処理施設整備につきまして、お配りいたしております資料により御説明させていただきます。

いわちくの施設整備につきましては、昨年1月の閉会中の常任委員会においても御説明しておりますけれども、その後の進捗状況も含め、改めて御説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。現在のいわちくの豚食肉処理施設であります、図1に黄緑で示しました資料であります。1日の最大屠畜処理頭数は1,300頭となっております。しかしながら、いわちくの会社発足後間もない昭和47年に整備された施設でありまして、老朽化が著しく、食肉加工の施設としては極めて課題が多い施設となっております。また、継ぎ足し等の改修を繰り返したことから、工程が入り組んだ食肉処理施設ラインがもう既に限界となつておりまして、最悪の場合は、今後食肉処理施設として維持できなくなることも予想されております。このため、いわちくにおきましては、平成28年度に施設整備計画を国に提出いたしまして、農林水産物輸出インフラ整備プログラムの輸出拠点に認められたことから、国庫補助の対象事業に採択され、平成29年度から新たな施設整備に着手したところであります。

新たな施設整備の概要は、資料の(2)の表に示しております。整備期間は、平成29年度から3カ年、建築場所は、いわちくが現在駐車場として使用している用地であります。図

1に赤色で示した箇所となります。建築面積は1万7,429平方メートルで、現在の1.8倍。処理能力は1日最大1,600頭で、現在より300頭上回っております。全体事業費は98億6,704万円を見込んでおります。

次に、資料2ページをお開きください。上段の図2に3カ年の施設整備のスケジュールを示しております。今年度は、汚水処理施設の工事を完了させるほか、施設建屋の実設計、それから各設備の発注、製作に着手しております。平成30年度からは、いよいよ建屋の建築工事が始まりまして、設備の据えつけ工事等により再来年の平成31年度中に整備が完了する予定となっております。

2ページの下段の表1と図3には、いわちくの資金計画を示しております。いわちくにおきましては、98億円を超える事業費を捻出するため、国庫補助の交付金を46億7,676万円、借入金等で26億4,597万円、さらに資本金の増資で25億4,490万円を調達する計画としております。増資の内訳につきましては、資料3ページをごらんください。

現在いわちくの株主は、県が22.7%、J Aグループ3団体で47.4%、県内市町村が15.7%、その他民間企業等で14.2%の出資構成となっております。いわちくからは同じ出資割合での増資を要請されております。県につきましては、5億7,800万円の増資を要請されているところであります。これを受けまして、県といたしましては要請どおり、来年度当初予算に計上することとして準備をしているところであります。

県の増資理由につきましては、資料3ページの下段に示しております。いわちくは、本県の畜産振興のための中核拠点施設であること、それから豚の食肉処理施設の老朽化が急迫している状況であることから、新たな整備が必要不可欠であること、いわちくにおいては施設整備に伴い大規模な資金調達が必要であり、将来的にいわちくの経営基盤を安定させるためには増資が必要であると考えております。

なお、いわちくの牛肉処理施設は、既にいち早くHACCP対応の施設に改修しており、北海道、東北唯一の海外輸出認定施設となっておりまして、豚食肉処理施設におきましても、HACCPに対応した施設整備を行うことにより、国内外での販売促進につながるものと期待しております。

また、現在県内の養豚事業所においては、規模拡大の動きが加速しておりまして、今後約9万3,000頭の増頭が見込まれておりますことから、いわちくの施設の整備拡張によりまして、県内での食肉処理が現状どおり維持できるほか、県内処理を進めることによりまして、毎年36億円以上の地域経済効果が期待できるものと考えております。

なお、資料4ページには、参考までにいわちくของบริษัท概要と最近の経営状況を示しております。平成23年3月の東日本大震災津波により、一時経営停止や牛肉等の出荷規制により赤字になりましたけれども、平成26年度からは通常に黒字経営に転換しているところであります。

○大畑林業振興課総括課長 昨年12月14日、平成30年度の税制改正大綱が公表され、いずれも仮称であります。森林環境税及び森林環境譲与税の創設が盛り込まれましたの

で、その概要について御説明いたします。

なお、制度等の詳細につきましては、あす林野庁による説明会が予定されております。その中で明らかになってくる部分もあると思っておりますけれども、現時点で判明している範囲で御説明させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、お手元に配付しておりますA4判の資料、森林環境税等の創設についてをごらんください。

まず、1の(2)のところでありますけれども、森林環境税は、地方固有の財源として、市町村と都道府県に対して、その全額が森林環境譲与税として譲与されるものであります。下のイメージ図をごらんください。図の左側が森林環境税、右側が環境譲与税ということになります。左側の森林環境税は、平成36年度から課税が始まります。その下の納税義務者から年額1,000円、国税として徴収されるということですが、徴収事務は市町村が行いまして、県を通じて国の特別会計に払い込まれるという形になります。税収につきましては、国全体で600億円程度と見込まれております。

次に、右側の森林環境譲与税でありますけれども、森林環境税の課税に先立ちまして、市町村が主体となった新たな森林管理制度の創設が予定されております平成31年度から譲与が開始されます。森林環境税が課税されるまでの間につきましては、国の特別会計において譲与すべき額を借り入れし、譲与する仕組みということになっております。配分基準につきましては、私有林人工林面積、林業就業者数、人口を基準とし、林野率による補正を行って、都道府県には譲与総額の10分の1、市町村には10分の9がそれぞれ譲与されます。

森林環境譲与税の用途ですけれども、現在示されている内容では、都道府県は市町村に対する支援等に関する費用、それから市町村は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備及びその促進に関する費用にそれぞれ充当することとされております。

次に、2、経過措置です。森林環境税の課税開始時期と森林環境譲与税の譲与時期が異なること等から、各年度の譲与額や、市町村と都道府県の譲与割合に経過措置が設定されております。下のグラフをごらんください。各年度の譲与額につきましては、市町村の体制整備の進捗に伴って増加するように設定されております。特別会計の借入金で譲与される平成31年度から35年度では、各年度200億円あるいは300億円、それから森林環境税の課税が開始される平成36年度は300億円、37年度から44年度までは譲与総額の600億円から借入金の償還額を控除した400億円あるいは500億円。借入金の償還が終了する平成45年度以降は満額の600億円が譲与されるという形になっております。

その下の表は、平成31年度以降の市町村と都道府県の譲与割合を示しております。制度創設当初におきましては、市町村を支援する都道府県の役割が大きいことから、平成31年度から平成36年度までは、市町村80%、都道府県20%の割合となっておりますが、段階的に都道府県の譲与割合が減少し、平成45年度には本則どおり、市町村90%、都道府

県 10%の割合となるよう計画値が設定されております。

こうした経過措置によりまして、全国の市町村への譲与総額は平成 31 年度の 160 億円から、平成 45 年度の 540 億円と段階的に増加しますし、都道府県の譲与総額は、制度創設時は 40 億円、平成 34 年度以降は 60 億円という形になっております。

2 ページに参ります。国におきましては、市町村が主体となった新たな森林管理制度の法制化を検討しておりますので、その概要について御説明をさせていただきます。

この市町村による新たな森林管理制度は、一部の報道等では森林バンク制度と表現されている例もありますけれども、イメージ図、左側の森林所有者に対しまして、伐採後の再造林や適正な保育、間伐の実施など、適切な森林管理の責務を明確化した上で、森林所有者が管理できない森林を市町村が委託を受けて管理するという仕組みであります。イメージ図の真ん中、市町村におきましては、委託を受けた森林のうち、経済ベースでの森林管理が可能なものについては、右側にあります意欲のある林業経営体に再委託する。逆に自然的条件が厳しくて、経済ベースでの森林管理が困難なものについては市町村が直接管理するというものであります。この市町村が直接管理する部分につきまして、森林環境税の一部が充当されるのではないかと想定しております。以上が森林環境税等の概要となります。

最後に、資料には記載しておりませんが、これらの制度の導入に向けまして、県といたしましては、専門職員の配置が少ない市町村の体制整備への支援、あるいは県が独自に課税しております岩手の森林づくり県民税、そのあり方につきまして検討していく必要があると考えております。今後林野庁職員による市町村向けの説明会といったものの開催、あるいはアンケートによる市町村の意向の把握等を実施するとともに、森林環境税等の制度の詳細、あるいは国の考え方を確認しながら、具体の取り組みやあり方を検討して、制度の円滑な導入等に対応していきたいと考えております。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 続きまして、久慈市冷凍水産加工業共同組合が実施した補助事業に係る補助金の返還について、お手元の資料により説明させていただきます。

まず、この内容は、昨年 12 月 28 日に、委員の皆様にはメールあるいはファクスでお知らせしたものでありまして、内容は大体同等の内容となっておりますが、この場で説明をさせていただきたいと思っております。

まず 1 番目、事業の概要ですが、事業の概要の下に契約状況で、国、県、市、加工協、大原商店、請負業者ということで、補助の契約、請負の契約、あるいは補助金の流れがこのような流れになっております。

そこで、久慈市冷凍水産加工業協同組合、以下加工協と申しますが、東日本大震災津波からの復旧のために、組合員である大原商店について、国の補助事業を活用して平成 23 年度に排水・残滓処理施設、そして平成 24 年度にイカ内臓・ホタテ等廃棄物処理機器を整備しております。整備に当たっては、専門性が非常に高い施設整備になりますので、それ

をよくわかっている大原商店に当該事業を委任して、大原商店が整備発注しております。

そこで、2の補助金返還の請求であります、2件あります。まず1件目ですが、平成23年度の事業で整備した施設のうち、遠心分離器1基につきまして、請負業者の未払いにより、盛岡地方裁判所に差し押さえられておりまして、平成27年4月に財産が処分されております。このため県は、平成27年5月に事業主体である加工協に対しまして、補助金相当額の返還を請求しております。これは、後に3年間の履行延期を承認しております。

2件目ですが、平成24年度事業で、イカ内臓、ホタテ等廃棄物処理機器を整備する計画を承認しましたが、大原商店はこれと異なる鶏残滓処理機器の整備を行い、県が前金払いした補助金を当該機器の整備に充てていたことから、県は平成27年3月に、事業主体であります加工協に対しまして、契約を解除し、補助金の返還を請求しております。後に、この履行は10年延長することを承認しておりまして、県から加工協に対する返還請求額は合計で2億2,405万3,000円となります。このほかに久慈市においても返還の請求をしているものがあります。

次に、3番目の大原商店による弁済であります、加工協は県及び市からの返還要求を受けまして、返還相当額を大原商店に請求しております。大原商店は、当初は加工協等への債務を弁済する意思を示しまして、久慈市の支援のもと、平成27年9月に再生計画及び債務の弁済計画を作成しまして、これを担保する意味で、平成28年3月に大原商店、それから各債務者がおりますが、加工協のほかに請負業者で請負金額を支払っていただいている業者がありまして、これも債権者として含まれております。各債権者及び久慈市は、債務の弁済契約、三者契約を締結しております。この三者契約は、毎年一定額を債権者に弁済するという計画になっておりましたが、大原商店の初回の弁済が一部だけにとどまりました。加工協等には弁済がなかったことから、久慈市と加工協は再三弁済の要求を行いましたが、大原商店は全く応じないという状況であります。

法的手続についてですが、このような状況を受けまして加工協は、代理人弁護士と債権回収の方法を相談しまして、他の債権者からおおむね理解を受けた上で、平成29年8月10日に盛岡地方裁判所に、やむを得ない措置として、大原商店に対し債権者による会社更生手続を申し立てております。本件は、専門部署がある東京地方裁判所に移送され、現在東京地裁が担当することとなっております。12月11日に、最初の手続である調査命令が発令され、これを受けて東京地方裁判所から選任された調査委員が、12月18日から大原商店に対して立ち入り調査を実施しており、同日、次の手続である保全管理命令が発令されております。これによりまして、同社の経営権は保全管理人の専属となり、経営陣は経営権を失っております。この保全管理命令は、12月28日に官報掲載されましたので、これを契機として皆さんにこの内容をメール、ファクス等でお知らせしたということであり、ます。

会社更生手続についてですが、これは裁判所の監督のもと、管財人が再生計画を策定し、会社の事業を継続しながら債権者に債務を弁済するための法的手続であります。保全管理

命令とは、更生手続の一つでありまして、再建していくことができるのかどうかを見きわめるため、裁判所が一旦会社の債務の支払いなどを制限あるいは停止した上で、保全管理人により会社の実態を調査するための手続であり、現在この調査が行われているという状況です。

県としての対応ですが、加工協は大原商店からの返還金をもって県へ補助金を返還しようとしているものでありますので、今回の東京地方裁判所による会社更生手続の経過を見守っていくとともに、必要に応じまして、久慈市と連携して加工協を助言指導してまいりたいと考えております。

○菊池競馬改革推進監 岩手競馬の発売状況等につきまして御説明させていただきます。お手元にお配りしておりますA4判の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、平成29年度発売額の計画達成状況であります。4月1日の開幕から1月8日までの124日間で、発売額の実績は285億6,900万円であり、計画達成率は102.5%となっております。また、他の地方競馬から委託を受けて発売している広域受託発売であります。51億2,600万円であり、計画達成率は101.2%となっております。なお、参考として記載しておりますが、11月補正前の当初計画額に対する達成率は、発売額で109.1%、広域受託発売で102.5%となっております。

次に、平成29年度発売額・入場者数の前年度比較であります。発売額は前年度比112.5%、開催本場における入場者数は25万1,766人であり、前年度比95.1%となっております。

次に、平成28年度決算に係る構成団体融資元金の返済についてであります。昨年11月24日に開催された競馬組合議会において、平成28年度決算が認定され、平成28年度最終利益が約2億5,268万1,000円となったことにより、新計画の元金返済ルールに基づき、初の構成団体融資の元金返済が行われることとされておりましたが、昨年12月28日に同組合から県及び両市に対して、資料に記載されているとおりの金額が返済されましたので、報告いたします。

平成29年度の岩手競馬も、残すところ3月の特別開催の4日間となりました。これまでのところ、発売実績は計画を上回って推移しておりますが、今後の広域受託分は冬期間も開催する他の地方競馬主催者の状況に影響を受けることもあり、今後の動向を注視していきたいと考えております。

○名須川晋委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木朋和委員 私から、森林環境税の創設についてお聞きをしたいと思います。

まず、平成31年から、譲与額については、200億円で始まって、平成45年ごろに600億円程度の大きな財源になっていくということでもあります。この図を見ますと、配分基準が①、②、③ということで、面積が5割、あと林業就業者数が10分の2、人口が10分の3ということでありましたけれども、この計算式でいくと、我々岩手県あるいは岩手県の市町村にどの程度の財源が来るのかというところを試算していただければ教えていただ

きたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 今回の税制改正大綱におきますと、配分基準が示されたところではありますが、具体的にどういう統計数値を用いて計算するのか、あるいは林野率を使った補正というのをどうやるのかというところがまだ国から示されておりませんので、試算についてはまだ行っていないところでもあります。

○佐々木朋和委員 どのくらいの規模になるのかまだわかりませんが、期待をするところではありますが、一方で、少しお話がありましたけれども、県民税との兼ね合いといったところで、これから検討していくということではありますが、今示されている段階のところで、県民税と用途がかぶる部分というのはどういったところなのか、説明をいただければと思います。

○大畑林業振興課総括課長 森林環境税につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、市町村が主体となって、管理意欲がなく、自発的な森林整備が行われない森林を対象に間伐等を行っていくということになりますし、市町村におきましては、そのほかに木材利用普及啓発といったところにも財源として充てられるという説明になっております。

一方、県民税のほうではありますが、県民税のほうはこれまで公益上重要な森林ということで、次世代に豊かな環境の森林をそのまま引き継いでいくということで、県で森林所有者、整備をする事業体に全額補助いたしまして、共同間伐をやってきましたし、それからNPO団体が実施する環境教育への補助をやってきたところでもあります。

森林整備という大枠で捉えると、若干かぶるところはあると思っておりますが、一方で整備の対象となる森林が県民税と本当にかぶるのかどうかというところは、これから国の考え方や説明を聞いていかないと、なかなか整理ができないと思っております。あすの説明会やそれ以降、不明な部分については国に確認をしながら、そのあり方については検討していきたいと考えております。

○神崎浩之委員 私は、久慈市冷凍水産加工業協同組合に対する補助金の返還について伺います。

震災復興で、国のお金で補助したさまざまな団体があつて、こういう事案が出てきているわけではありますが、県とすれば、最後のページに、東京地方裁判所の手続を見守るということで終わっているのですが、ただ見守るだけではだめだということです。日々動いていることだと思います。

そこで確認していきたいと思うのですが、今回の補助金の返還ということではあります。会社更生法の手続をとっているということで、この原因は何なのかということなのです。今回の水産加工協同組合の事業の中の、排水、残滓処理、イカ、ホタテの廃棄処理という一連の業務の中の、本体の業務で会社更生法を請求されていることではなくて、いわゆる2の補助金返還ということで、平成23年度の遠心分離器の未払い、それから平成24年度の目的外使用ということで、本業とかけ離れたところでの補助金の返済ということで会社更生法の手続になっていると思っております。この点について確認をさ

せていただきたい。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 この問題が発生した原因等ではありますが、補助金の返還額で一番大きいのは、平成 24 年度の事業であります。この事業につきましては、説明でも申しましたが、当初はイカの内臓、それからホタテ等の廃棄物処理施設をつくるということで、計画書をつくって国に承認を得ていけばよいということで実施したところですが、これを大原商店は、どのような考えになったかは全然わかりませんが、事実として、目的が違う鶏の処理施設機器を整備したということであります。これは、補助金につきましては、水産庁の水産関係の施設整備の目的とする補助金でありますので、その補助金の契約の中に、補助金の目的以外の用途に使用した場合は契約を解除するという条文がありますので、まさに目的以外の用途ということで、補助金の契約に違反するというで解除したというようなところがあります。

○神崎浩之委員 質問の答えになっていないのです。ですから、いわゆる残滓処理の過程、こういう業務で赤字になったわけではないのですよね、会社の営業の中で。内容、業務的にはいいのだけれども、いわゆる返済が滞っているということで、会社更生法の手続になっているということでよろしいのですかという確認をしたいのです。業務には問題はないのか、業務のサイクルというか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 大変失礼いたしました。補助金の返還が滞っているということで、その返還を求めていくためにこの手続を行ったということであります。

○神崎浩之委員 業務内容的には必要なことで、それには問題がないと思うのですが、いずれ大原商店はこの金額を返せば問題ないわけですよね。通常どおりの流れでいけばと思うのですけれども、これは何に使われたのですか。なぜ 2 億円が返されないのか、わかれば教えていただきたいのですけれども。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 端的に申しまして、それがどういう理由なのかはわかっておりません。先ほど申しました三者契約で、大原商店、加工協、久慈市が結んだ契約の中に、定期的に財務状況を提示することということがあります。残念ながら契約に沿ったそういう行為は一度も行われておりませんので、大原商店の経営状況がどのようになっていたか、あるいは補助金がどのように使われたかというのは、加工協も久慈市も承知しておりませんので、今回の現在行われている調査の中で、債務とか、あるいは経営状況とか、そういうところが明らかにされてくるものと思っております。

○神崎浩之委員 これから調査の中でということですが、いずれ加工協を経由して、この大原商店に 2 億円ほど県が出しているわけですよね。そういうことで、ではそもそも最初の補助金の交付の審査の過程ではどうだったのかということになりますよね。大雪りばあねっとの件も、D I O ジャパン関連コールセンターの件もあったわけなのですけれども、最初の審査の段階で、対象の会社についてはどうだったのかということなのです。県として、加工協であつたりとか、大原商店に対する審査の中身は、収支とか経営状況もありま

す。それから、やはり信用調査というのがありますよね。コールセンターのときも信用調査をしたと言われておりますけれども。

それから、私は思うのですけれども、経営者の資質の問題なのではないかということもあるのです。信用調査というのは、収支のこともありますけれども、経営者の資質、これらについては、どのような審査で補助の対象にしたのかお聞かせいただきたいのです。結構地元でも評判のある会社だという話を私も聞いているのです。そういう中であって、この業者を対象にしたということについて、最初の審査の経過についてお伺いをしたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず最初の審査ということですが、計画書をつくっていただきまして、どういう目的で、どういうものを導入するかということ、計画書に記載するわけですが、その中に設置した後の収支をどのようにしていくかという収支計画はありますので、そういうところをしっかりと審査して、平成24年度の施設につきましては、当部に魚関係の処理施設ということで出てきておりますので、それであればいいでしょうということで、国の承認を受けて事業を実施したところです。

信用調査については、水産の場合はしっかりと調査しなさいという条件は付されておられませんので、信用調査については、ちょうど震災間際の復旧復興に沿うような状況でもありましたので、その点については強調した調査はされていなかったのかなと思っております。

それから、もう一つ、経営者の資質ですが、それにつきましても、どういう資質をチェックしろというものもありませんし、加工協の組合員であるということもありまして、大原商店は昭和40年代ぐらいから水産の加工あるいはミールの製造をしておりますので、加工業者であるという認識は、県の担当者等も、現地の機関もそのように思っていたものですから、資質までははっきり問わないで、加工業者で加工をしている業者で補助の対象になるということで認めたことであります。

○神崎浩之委員 驚くべき答弁だったと思うのですけれども、復旧復興でどたばたしたというふうなこともあり、そういうことは理解するわけなのでありますけれども、これは税金なのです。これを十分な信用調査をしないで補助したということ。回収できなくても、実は補助したほうも悪いのではないかなと思います。きちんと調査をして、そして例えば相手が隠していたとか、負債がもっとあったとか、そういう事案であれば、見抜けなかったということもあるでしょうけれども、水産の場合は、そんな信用調査は課されていないという答弁というのは、それは税金を預かる立場として無責任ではないかなと思います。必ずしも相手先だけが悪いということではないのではないかなと感じております。後から、また部長に聞きますけれども。

業者への支払いについては、今どうなっているのかということです。我々も債権があるわけですが、業者もあるわけでありまして、その業者というのはどういう業務で、例えば何件ぐらいあるのか。機械屋であるとか、それから電気設備だとか、さまざまな事

業に関する債権者がいると思うのですけれども、それらの内容についてどういう事業者がかかわっていて、それらについては返済が残っているのかどうか教えていただきたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 請負業者に関する債務等についてですが、平成23年度、平成24年度の事業につきまして、まだ支払いを受けていない業者があると聞いておりますが、具体的な数字等は、今後の調査の中で明らかにされるものと思っております。それについては、今手続等も行われておりますので、ましてや県で把握しているものは数件ぐらいしかありませんので、確かな数字が今後の調査で出てくるものと思っておりますので、それを待ちたいと思っております。

それから、先ほどの信用調査についてですが、私は言葉が足りなかったと思うのですけれども、計画書の中に収支状況等をどうしていくかとか、そういうものはありますので、もちろんそういうところのチェックをして、これであれば大丈夫だという判断をしながら、事業を進めていったということであります。

○神崎浩之委員 資料の最後に、補助金が返還されるようにと書いてあるのですが、それはもちろんなのですけれども、大切なのは、必要な業務であれば、これが滞りなく進んでいくこと、それから県の分をとればいいということではなくて、地元の業者の方が関連倒産等がないようにするというのが一番必要なことだと思っているのです。それから、地元の業者の方々が不利益にならないようにということが、私は一番大切なことではないかと思っております。

そこで、今はどういう状況になっているのかということなのです。現在操業していると理解しているわけではありますが、排水・残滓処理施設であったり、廃棄物処理の業務というのは、これはやはり水産加工業にとって必要なものだと思っているのです。それで、久慈市の水産加工協同組合の中でも、これがストップしたら全体が立ち行かなくなってしまうのですけれども、他にこういう代替の施設があるのかどうかということと、もちろん現在業務されていると思うのですけれども、詐称された分があるとか、さまざまありますけれども、それらについて遜色なく進んでいるのかどうか、今後も続けていけるのかどうか、これが一番心配なのだと思うのですが、その点について教えていただきたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、現在の状況であります、これまでどおり施設は動いておりまして、稼働している状況であります。

それから、ミールの必要性であります、ミールは加工業者の残滓を収集しましてつくるわけですが、その残滓を排出する加工業者は、ミール業者がないと残滓の処理に非常に困ってくるということで、魚のミールをつくる加工業者は非常に重要であります。その意味でも、ぜひとも存続していったほしいと思っていますし、県内では大船渡にミール業者があります。大原商店は、どちらかといいますと宮古以北の加工業者等の残滓を処理しておりますので、今後もその加工業者等のためにもミールは続けていくように期待しております。

○**神崎浩之委員** 畜産でもシステムが狂うと滞ってしまうということで、今聞けば、大船渡、それから宮古以北ということであれば、大きなシステムであるというふうに思っております。実際会社更生法の手続があつて、事業を継続しながら云々というふうなこともあるのですが、これはこういう状況の中で進められていけるものなののでしょうか。県にとっても、地元にとっても、事業者にとっても必要な施設であるということですが、こういう法的な手続を進めている中で、単純に裁判所なり、それから保全管理人等々が、どういう判断でかじ取りしていくのかというのは非常に心配です。お金の回収だけでいくのか、そういう背景のことまで考えて、滞りなく事業、業務を進められていくのかどうかというのは非常に心配なわけでありまして。その点、どういう状況になっているのか教えていただきたいです。

それから、経営陣は経営権を失ったということなのですが、会社の事業を継続しながら、債権者に謝罪しながらということもあるのですが、最初に言ったように、経営の収支ではなくて、やはり経営者の資質だったのではないかと思います。ということなので、旧経営陣が残っていくことについては、非常に今後も心配な面があるわけでありましてけれども、いずれ一番心配なのは、この水産加工の仕組みの中で滞りなくこの業務が進められていくということを最優先に久慈市と調整しながら、それから保全管理人と調整しながらやっていただきたいと思っているわけでありまして、その点についてお伺いしたいと思います。それから、部長につきましては、最初の審査の過程、それから今後の安定した業務の進捗の支援についてお伺いして終わりたいと思います。

○**伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長** まず、今後もこのような状況で経営しながら続けていけるのかということですが、今保全管理人が入って調査をしておりますので、その調査結果がどうなるかというのもあります。ただ、8月10日に申し立てをして、実際に第1段階目の手続の調査命令まで4カ月ぐらいかかっていますが、この間、東京地方裁判所から、加工協と具体的な内容、ミールの重要性、周辺への影響等も聞いております。東京地方裁判所は、固いところで進んでいきたいという意向があると聞いておりますので、その点の調査に4カ月ぐらいかかって、その後、ゴーサインが12月11日の調査命令と思っております。現在も施設は稼働しておりますので、営業しつつ、加工協あるいは県への請求金額が返還されるように期待しているところであります。

それから、経営者の資質についてであります。まずもって保全管理命令が出されたことによって、これまでの経営者は経営権を失っておりまして、あくまでもこれからは保全管理人、それから新しい会社になったときは別な経営者が経営していくことになると思っておりますので、その点では経営者も変わっていくと思っております。

○**紺野農林水産部長** まず、審査の過程での適正についての尋ねであります。全く問題がなかったということは申し上げませんが、ただ資料の中で契約状況のスキームを見ていただきたいのですが、当時あの混乱の中で、県といたしましては当事者へ補助金交付契約の直接の相手方である加工協、また現地の自治体であります久慈市等といろいろと協議

しながら、この補助事業を導入するのが適当だろうということで、震災後の地域の加工業の発展のためにということで、この事業を導入したということとっております。ただし、今となって考えれば、もう少しいろいろな審査等も十分にやるべきだったということにつきましては、もう少し慎重な対応を求められたのだろうと考えております。

また、2点目の今後の安定した業務の支援につきましては、経営権が旧経営陣から、今現在東京地方裁判所が選任いたしました保全管理人に移っているところでありますが、ただ業務につきましては、継続して業務をしながら久慈市の水産加工業に支障がないようにと、今現在も引き続き業務が行われているところであります。

また、現地の加工協から聞くところによれば、いろいろな周辺の業者、ミールをつくる会社からもいろんなことを聞きながら、業務に支障がないように、現地のほうもいろいろ対応されており、なくなれば一番困るのがその加工協自体でありますので、現地も協力し合いながら、何とか存続を図りたいと努力されています。

ただ、こういった今回の法的な手続に及んだのは、加工協としても県に対する補助金返還義務があるわけですので、いつかの時点で返さなければならないのではないかと。そうしますと、多額な金額でありますので、加工協自体の存続問題にもかかわり、やむなくこういった法的な手続に及んだということとあります。私どもも真摯な態度、対応を酌み取りながら、また現地の加工業の業務に支障がないように、またミールの処理についても継続するよう、いい方向に向くように、今後とも久慈市、加工協、管理債権者と一緒になって協力し合いながら、うまくいくよう対応をしていきたいと考えております。

○佐々木宣和委員 私からも、森林環境税のお話を伺いたいと思います。先ほど佐々木朋和委員からも質問ありましたので、簡単にしたいと思います。

去年の12月14日に税制大綱を発表されて、たしか22日に閣議決定されているところだと思いますけれども、私もすごくいいニュースとして、それこそ新年会などの御挨拶で、その話をさせていただいたところです。いわての森林づくり県民税が平成18年からということで、そういった動きが全国的に広がって、37県がやるところになり、国がこういった地方の動きを取り上げ、森林整備にかかる安定財源をきちんと確定することが決まりました。この森林環境税が決まったというのは、ポイントが二つあり、一つは地方の要望したものが通ったという点、もう一つは面積割というところが大きいと思っています。私もいろんな予算を見ると、例えば国で100億円の予算がつくと、岩手県に大体100分の1の予算が来るというところで、面積割ということで考えると、30分の1ぐらいになるというところで、本当に期待されるところです。まず大前提として、この森林環境税創設の所感を部長に伺いたいと思います。

○紺野農林水産部長 まさしく私どもが森林づくりのために、これまで本当に長い間お願いしてきた税金につきまして、国も全国の状況も踏まえて、国税として、国を挙げて環境について考えていただくという、そういう税をつくっていただきました。私どもの意見を聞き入れていただいたということとともに、やはり森林の持つ環境保全に対する影響を国

全体で考える機運をつくっていただいたということで、意義あるものと捉えているところ
であります。

○佐々木宣和委員 先ほど申し上げたとおり、いわての森林づくり県民税は平成 18 年か
らやっていて、それと同様の取り組みを 37 県がやっています。こういった動きがあつて国
税化されたという流れはあると思うので、ほかの 37 県と、いわての森林づくり県民税が、
お金の使い方ではどんな差があるのかというか、用途として、いわての森林づくり県民税は
狭いのか広いのかというところをどう捉えているのか伺います。

○大畑林業振興課総括課長 本県の県民税につきましては、税收の約 9 割を、共同間伐を
実施する森林整備に充当しております。残り 1 割で環境教育、あるいは N P O 団体等が取
り組む事業に対する補助して活用させていただいております。

一方、他県であります、本県と同様に森林整備、間伐をやるという県もありますし、
もっと広く、木材活用に補助をしたりとか、あるいは市町村に一定程度配分をして、市町
村の森林整備事業であるとか森林環境教育を支援するといった取り組みをやっている県も
あります。そういう意味で言いますと、若干ですが、本県の場合は使途が狭いというところ
があるかと思っております。

○佐々木宣和委員 これからのどのぐらいの予算が来るのかというところも、林野庁の説明
も聞きながらやっていくところかと思えますけれども、すごくいい流れなので、これをう
まく活用していくというのがいいところですし、これからいわての森林づくり県民税との
兼ね合いというのをきちんと精査しながら議論をする必要があると思っておりますので、丁
寧に対応していただきたいと思えます。

前提として、いわての森林づくり県民税が 5 年の時限立法でやっているものなので、平
成 32 年までと決まっているところかと思えますけれども、その平成 33 年以降というのは、
議会の議決というのはいつで、要は、それを次にどうするかというリミットはいつなのか
というのを教えていただきたいと思えます。

○大畑林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税につきましては、委員御指摘のと
おり 5 年ごとに見直しを行って継続をしてきているところであります。これまでの大体の
スケジュール感で言いますと、4 年目あたりから、次期 5 年間でどうするかということを
検討して、あるいは県民の意見を、あるいは議会の意見、委員会の意見をお聞きしながら
検討して、最終 5 年目のところで最終案をつくって、再度県民にパブリックコメント等を
実施して、最終年度の 12 月定例会に、例えば継続する場合には、条例を継続したいという
考えをお話しして条例改正案を提出するというようなスケジュールでこれまでは進んでき
ております。

○佐々木宣和委員 何にしても、もう平成 31 年度から国税のほうは始まるというところ
なので、林野庁の説明が入って議論がこれから進むというところかと思えます。引き続き
森林環境税ができたということはすばらしいことだということで、きちんと対応していた
だきたいと思えますし、私も指摘しておきたいと思えます。

○吉田敬子委員 私からも森林環境税についてお伺いしたいと思います。

御説明の最後でも、県の役割としては、専門職員が少ない市町村に対する県の役割というのも大きくなるという御指摘がありましたとおり、私も特に今後県がやっていかなければいけないことだと思っております。

まず、確認なのですけれども、県内の33市町村中で林務課というのがない市町村というのは、もしかしたらあったのではないかと、一緒になって作業しているところはあると思うのですけれども、そういったところをまず県は把握されているかお伺いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 正確に把握してはおりませんが、私の記憶の中では、林務課あるいは林業課という形で単独で置いているところはほぼないのかなと。済みません、住田町が専門の組織を設けているようでありますが、それ以外については農林課という形で、その他の業務と一緒にやっている組織かと思っております。(後刻訂正)

○吉田敬子委員 林業単独というところはなかったとしても、農林課があるということではありますが、やはり住田町など林業専門で置いているところは、本当に県内で少ないというか、あったとしても専門の職員も本当に限られているということを知っております。県として今後必要なところが市町村の職員だったり、専門職というものの支援が大事になってくるという認識があるということで、ぜひそこは市町村に対する支援の強化が必要だと私も認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

あともう一つが、2枚目の資料にもありますが、市町村が管理を行うということで、意欲と能力のある林業経営者が委託を受けるということなのですけれども、意欲と能力のある林業経営者は、実際には林業経営者の数がこれくらいあっても、今の業務で精いっぱいなところがあるかもしれませんし、プラスアルファでやっていくには、もしかしたら厳しいところもあるかと思うのですけれども、その度合いというか、県としてどのくらい把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 先ほどの市町村の組織のお話ではありますが、住田町だけと申し上げましたが、住田町のほかに盛岡市と西和賀町で林業専門のセンター組織を設けているということでございます。大変失礼いたしました。

それから、意欲と能力のある林業経営者、経営体ということでありますが、県では地域牽引型経営体ということで、技術力と経営力のある経営体の育成に取り組んできているところであります。今43経営体がありますが、それをさらにふやしていくというところにも力を入れてきたいと思っております。

また、林業就業者につきましても、年々減っている状況にはあります。その一方で、昨年4月にいわて林業アカデミーを開校いたしまして、15人の若い方々を林業に就業していただくということで1年間学んで、今林業事業体のほうに就職がほぼ内定したというところでもあります。

こういった林業就業者の育成にもあわせて取り組み、あるいは関係団体と連携して雇用

環境の改善といったところにも取り組みながら、林業就業者あるいは林業に就職しやすい環境、そういったものをつくりながら、経営体の育成あるいは林業従事者の育成に取り組んで、実際の林業、森林整備の担い手となる事業体の育成にも今後引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それから、市町村の職員であります、私の記憶の中ではありますが、県のように林業専門職の技術職として職員を採用しているところはほぼないと記憶しております。今後市町村として職員体制、組織体制をどう考えていくのかというところについて市町村アンケートを行いまして、市町村の考え方を伺いながら、県としてどういう対応策を講じていけばいいのか考え、市町村に対して県の考え方も伝えながら、市町村と一緒にいい方向性を見出していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 今回の税というのは、森林環境整備のためにはすごくすばらしいものであると私も思っています。ただ市町村でそれを実際にやっていけるかというのが一番大事だと思っていましたので、その市町村の森林管理に対する責務というものが、今後さらに増していく中で、それをバックアップするのが県だと思っていましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、いわての森林づくり県民税について、先ほど佐々木宣和委員からもありましたけれども、使途について、これまでの委員会または本会議一般質問等でもありましたけれども、再造林も含めて使途をふやしていただこうような議論を、ぜひ今後進めていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほどいわて林業アカデミーの生徒の就職状況について、12月の審議会に参加させていただいたときは、3名の方が12月中に決まるというお話だったのですが、全員が決まったと、今認識しましたけれども、来年度の応募状況というのを伺いたしたいと思います。

○佐々木森林整備課総括課長 いわて林業アカデミーの来年度の募集状況ですけれども、一般の前期まで試験が終わっておりまして、13名になっております。定員15名ということで一応募集しておりますが、今週の土曜日に後期の試験と面接があります。そちらのほうには9名募集をしておりまして、今十分人数はいらっしゃるという状況です。

○名須川晋委員長 そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の1月の県外調査についてありますが、お手元に配付しております平成29年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。